

平成25年度

# 保育所初任保育所長(就任予定者)研修会

## 実施要領

### ① 目的

- 保育所の所長として、保育所保育指針を理解し、乳幼児期の発達過程や保育の内容、保育の計画、健康及び安全、保護者支援、施設長の責務など各章に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努める。
- 最新の保育の動向や関係法令等を学び、保育所の社会的な役割や保育原理を踏まえ、保育所の適正な運営・体制づくりについて考察する。

### ② 主催

社会福祉法人 日本保育協会

### ③ 後援

厚生労働省(予定)

### ④ 対象

以下の条件のすべてに該当する方

- ① 保育士資格を有していない方
- ② 保育所(認可)での所長経験がない方
- ③ 本年度または来年度中に保育所長に就任する予定の方
- ④ 保育所初任保育所長研修会の受講を希望している方

#### 【保育所初任保育所長(就任予定者)研修会を受講される際の留意事項】

- ・ 保育士資格を有していない方で、かつ保育所(認可)での所長経験がない方が「保育所初任保育所長研修会」の受講をするためには、「保育所初任保育所長(就任予定者)研修会」の受講が必要です。
- ・ 本年度(平成25年4月1日以降)から保育所長に就任された方で、かつ保育士資格を有していない方が「保育所初任保育所長研修会」の受講をするためには、「保育所初任保育所長(就任予定者)研修会」の受講が必要です。

### ⑤ 定員

400名(1施設から1名まで)

### ⑥ 日程及び会場

**日程** 平成25年7月3日(水)～5日(金)の3日間

**会場** 御茶ノ水ソラシティ

〒101-0062 千代田区神田駿河台4-6

電話：03-6206-4855(代表)

電車：JR「御茶ノ水駅」・地下鉄「新御茶ノ水駅」より徒歩1分



### ⑦ 経費

- (1) 研修会受講費として13,200円を受講票送付の際に指定する口座にお振込ください。
- (2) 交通費及び宿泊費は自己負担になります。

## ⑧ 研修内容

研修科目	研修内容	方法・時間	講師名
1. 保育制度の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育制度の現状と展望</li> <li>子ども・子育て3法と保育所</li> </ul>	講義 1時間30分	厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課
2. 保育所の社会的役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所の社会的役割</li> <li>保育所保育の原理</li> </ul>	講義 2時間	白梅学園大学 学長 汐見稔幸
3. 保育所保育指針の理解 ～総則～	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所保育指針の理解</li> <li>総則を中心とした各章のポイント</li> </ul>	講義 1時間30分	日本女子体育大学 准教授 天野珠路
4. 子どもの発達と保育の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所保育指針第2章の理解</li> <li>保育所保育指針第3章の理解</li> <li>保育所の保育実践</li> </ul>	講義・討議 1時間30分	東京成徳短期大学 教授 寺田清美
5. 保育の計画及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所保育指針第4章の理解</li> <li>保育所及び保育士等の自己評価</li> </ul>	講義・討議 3時間	東京家政大学 教授 増田まゆみ
6. 保育所における健康・安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所保育指針第5章の理解</li> <li>子どもの健康及び安全に関するガイドラインの理解</li> </ul>	講義 1時間30分	全国保育園保健師 看護師連絡会
7. 保育所の保護者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所保育指針第6章の理解</li> <li>保育相談支援の実践</li> </ul>	講義 1時間30分	まちの保育園六本木 園長 岩井久美子
8. 保育所における施設長の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所保育指針第7章の理解</li> <li>施設長の役割と責務</li> <li>保育の質及び職員の資質の向上</li> </ul>	講義・討議 3時間	仁愛大学 教授 西村重稀

※講義4の講師は、決まり次第、日本保育協会ホームページ上で、お知らせいたします。

URL: <http://www.nippo.or.jp/guide/>

## ⑨ 日程表

日	時間	9		10		11		12		13		14		15		16		17	
第1日	平成25年 7月3日(水)								受付	開講式		保育制度の 動向		休憩			保育所の 社会的役割		
第2日	平成25年 7月4日(木)		保育所保育 指針の理解 ～総則～	休憩	子どもの発達 と保育の内容			休憩						保育の計画及び評価					
第3日	平成25年 7月5日(金)		保育所におけ る健康・安全	休憩	保育所の 保護者支援			休憩						保育所における施設長の役割					

※講義スケジュールは、都合により変更になる場合がございます。

## 10 申込み手続き

受講申込みの受付は、都道府県・指定都市・中核市の児童福祉(保育)主管課になります。申込書(4ページ)に必要事項をご記入の上、同主管課が指定する申込み締切期日までにお申込みください。全体の受講者数の状況によっては受講いただけない場合もございます。その際には日本保育協会より同主管課を通じてご連絡いたします。

### ※個人情報の取り扱いについて

申込書に記載していただく個人情報は、研修の実施上必要なお申込み内容の確認、及び受講者となった方へ受講票を送付する際に使用します。また、日本保育協会から、お申込みいただいた方や保育所へ連絡する必要がある際に使用します。これらの目的以外には使用しません。

## 11 その他

- (1) 本研修会は通修となりますので、宿泊が必要な場合、各自でご手配ください。なお、研修会場近隣の宿泊施設につきましては、受講票送付の際にご案内いたします。
- (2) 受講者には、日本保育協会から申込書にご記入いただいた住所あてに、研修会当日の約1カ月前までに受講票を送付します。
- (3) 研修の事前・事後に課題レポートをご提出いただきます。事前レポートは受講票送付の際にご案内し、事後レポートは研修期間中にご案内いたします。
- (4) 研修の全課程を受講し、事前・事後レポートをご提出いただいた方には、修了証を発行します。
- (5) お申込み後の受講取消しには、キャンセル料が発生します。詳細は受講票に記載いたします。
- (6) 講義ごとの受講者の入れ替えはできません。
- (7) 研修期間中の途中からの受講はできません。
- (8) 同伴者・付添者は、原則会場へは入場できませんので、ご了承ください。
- (9) 第1日目の昼食は各自ですませてからご来場ください。第2・3日目の昼食について、お弁当をご希望の方は、研修会実施の約1カ月前にお送りする受講票の中に、詳細及び申込書を同封いたしますので、FAXにて指定の連絡先へお申込みください。
- (10) 保育所初任保育所長(就任予定者)研修会経費の取り扱いについては、日本保育協会が指定する株式会社JTB コーポレートセールス霞が関営業部第六事業部に業務を委託します。

▶ 研修会講義の内容や実施概要に関するお問い合わせについては、下記担当者へご連絡ください。

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号 こどもの城13階  
社会福祉法人 日本保育協会 研修部 (加藤、今井)

電話 **03-3486-4420** (研修部直通)

E-mail **kensyu@nippo.or.jp**

※申込先ではありませんので、ご注意ください。

平成25年度

# 保育所初任保育所長(就任予定者)研修会

## 申込書

フリガナ		年齢	性別
お名前		歳	男・女
対象について (該当箇所に○をつけてください。必要事項をお書きください)	① 「保育士資格」を有していますか。 1. はい 2. いいえ ② 保育所(認可)での所長経験はありますか。 1. はい 2. いいえ ③ 本年度または来年度中に保育所長に就任しますか。 1. はい ⇒ 保育所長就任予定日 : 平成 年 月 日 2. いいえ ④ 保育所初任保育所長研修会の受講を希望していますか。 1. はい 2. いいえ		
保育所の運営主体 (該当箇所に○)	1. 公営 2. 民営(公設民営含む)		
保育所の法人名 (民営のみ)			
保育所の名称 (保育所長として就任予定の保育所名を記入)			
受講票発送先住所 (該当箇所にチェック)	(〒 - ) < <input type="checkbox"/> 就任予定の保育所 <input type="checkbox"/> 現在の勤務先(名称: ) <input type="checkbox"/> 自宅 >		
ご連絡先電話番号 (本人と連絡がとれる電話番号)	( )		
勤務先施設	1. 認可保育所 2. 認可外保育施設 3. 認定こども園 4. 幼稚園 5. 学校教育施設 6. 社会福祉施設 7. その他( )		
現職名	1. 保育士 2. リーダー保育士 3. 主任保育士 4. 副所長 5. 所長 6. 事務職員 7. その他( )		

### 【注意事項】

日本保育協会に直接お申込みすることはできません。保育所を所管する自治体(市区町村)が取りまとめ、都道府県・指定都市・中核市の児童福祉(保育)主管課のご推せんが必要です。